

子子未保第341号
令和5年5月1日

公立保育所 在園児保護者 様

さいたま市長 清水 勇人

令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症に係る
公立保育所における対応等について（通知）

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置付けが5類感染症に見直しされますが、引き続き、令和5年3月8日付け子幼保第6296号及び令和5年3月16日付け子幼保第6430号の通知に基づき、次のとおり対応してまいります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性者の発生等に伴う臨時休園・応急保育の実施及び登園自粛要請を原則的に行わないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）及び給食費の減免は行わないこと。
- ・ 複数の保育士が陽性者となるなど、保育体制が確保できない恐れがある場合には、例外的に、臨時休園等の対応を行うことがあるが、利用者負担額（保育料）及び給食費の減免は行わないこと。

なお、5類感染症への見直しに伴い、保育所に係る基本的な感染症対策が変更となった場合には、国から内容が示され次第、速やかに周知をいたしますので、引き続き、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

担当 子ども未来局子育て未来部保育課
公立保育係

電話 048-829-1867

FAX 048-829-2516